

令和5年度厚木市自治基本条例推進委員会第4回会議次第

日時 令和5年11月22日(水) 午後6時から
場所 厚木市役所第二庁舎 16階会議室

1 開会

2 案件

(1) 令和4年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について(前回の続き)

【資料1】

(2) 令和5年度市民参加手続の報告について

【資料2】

3 その他

4 閉会

自治基本条例運用状況の点検に係る質疑

1 第3回会議（令和5年10月25日開催）での質問及び回答

| 条文 | 名称 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------|--|--|
| 18 | — | 令和5年度に実施した事務事業評価は公開する予定か。 | 評価結果そのものではないが、集約したものを公表している。 |
| 20 | 老人憩の家警備業務委託の実施 | 老人憩の家警備業務について、老人憩の家は全部で42館あったと思う。 38館に対し、機械警備を行っているとのことであるが、残り4館はどうなっているのか。 | 残りの4館は住み込みの管理人がいるため機械警備をしていない。 |
| 20 | 総合防災訓練の実施 | 総合防災訓練の実施について実施した自主防災隊が185となっている。残りの自主防災隊は防災訓練を実施していないということか。 | 残り31団体はコロナ等の理由により中止した。 |
| 20 | — | 第20条（危機管理）に対する外国籍市民への取り組みについて具体例を教えてほしい。 | 防災訓練等で防災ポケットブックを配付しており、表紙にはマルチリンガル対応（英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語）のホームページへ遷移するための二次元コードを掲載している。 |

令和5年度市民参加手続対象行為一覧(省略)

| No. | 対象行為 | 担当課 | 手続を実施しない理由 (条例第6条第7項) |
|-----|--|--------------|---------------------------|
| 1 | 厚木市介護保険条例の一部改正 | 介護福祉課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 2 | 厚木市営体育施設条例の一部改正 | スポーツ推進課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 3 | 厚木市営体育施設条例施行規則の一部改正 | スポーツ推進課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 4 | 厚木市の実施機関における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準の策定 | 行政総務課 | (3)法令で実施基準を規定 |
| 5 | 厚木市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 | 公平委員会(行政総務課) | (4)事務又は事業の性質 |
| 6 | まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂 | 企画政策課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 7 | 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正 | 行政総務課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 8 | 厚木市財務規則の一部改正 | 財政課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 9 | 厚木市市税条例の一部改正 | 市民税課 | (1)軽微なもの (3)法令で実施基準を規定 |
| 10 | 厚木市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部改正 | 介護福祉課 | (1)軽微なもの |
| 11 | 厚木市印鑑条例の一部改正 | 市民課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 12 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更 | 農業政策課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 13 | 厚木市建築関係手数料条例施行規則の一部改正 | 建築指導課 | (1)軽微なもの |
| 14 | 厚木市土砂等の適正処理に関する条例施行規則の一部改正 | まちづくり指導課 | (1)軽微なもの |
| 15 | 厚木市火災予防条例の一部改正 | 予防課 | (3)法令で実施基準を規定 |
| 16 | 厚木市火災予防条例等施行規則の一部改正 | 予防課 | (3)法令で実施基準を規定 |
| 17 | 厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正 | 教育総務課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 18 | 厚木市副市長事務分担規則の一部改正 | 行政総務課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 19 | 厚木市仮称未来館内装・展示整備業務に係る技術提案書特定委員会規則の制定 | 青少年課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 20 | 厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会規則の制定 | 行政経営課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 21 | 厚木市職員の時差勤務に関する規程の一部改正 | 職員課 | (4)事務又は事業の性質 |

| No. | 対象行為 | 担当課 | 手続を実施しない理由 (条例第6条第7項) |
|-----|---|---------|--------------------------|
| 22 | 厚木市火災予防条例の一部改正 | 予防課 | (3)法令で実施基準を規定 |
| 23 | 厚木市養育医療に関する規則の一部改正 | 子育て給付課 | (1)軽微なもの |
| 24 | 厚木市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正 | 教育総務課 | (1)軽微なもの |
| 25 | 厚木市学校運営協議会規則の一部改正 | 教育総務課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 26 | 厚木市事務決裁規程の一部改正 | 行政総務課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 27 | 厚木市事務分掌規則の一部改正 | 行政総務課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 28 | 厚木市定数条例の一部改正 | 行政総務課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 29 | 厚木市文化会館改修PFI事業者選定委員会規則の廃止 | 文化生涯学習課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 30 | 厚木市立情報プラザ条例施行規則の廃止 | 情報政策課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 31 | 厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正 | 情報政策課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 32 | 厚木市財務規則の一部改正 | 情報政策課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 33 | 厚木市が管理する公共施設に係る厚木市公共施設 予約システムの運用に関する規則の一部改正 | 情報政策課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 34 | 厚木市営自転車等駐車場条例の一部改正 | 交通安全課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 35 | 厚木市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部改正 | 職員課 | (4)事務又は事業の性質 |
| 36 | 厚木市国民健康保険条例の一部改正 | 国保年金課 | (3)法令で実施基準を規定 |
| 37 | 昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例の廃止 | 職員課 | (4)事務又は事業の性質 |

市民参加手続点検表(予定)

37

担当課名 職員課

| | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|
| 対象行為 | 昭和天皇の崩御に伴う厚木市職員の懲戒免除等に関する条例の廃止 | | | | |
| 概要 | <p>本条例は、昭和天皇の崩御に伴い、公務員等の懲戒免除等に関する法律第3条及び第5条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し、必要な事項を定めるものです。</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例第3条で引用する条にずれが生じることから、本条例の一部改正を検討しましたが、本条例の対象が、昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給又は戒告の懲戒処分を受けた職員、及び地方自治法の規定による職員の賠償責任に基づく債務で、昭和64年1月7日前における事由によるものであり、今後、対象となる職員や債務が発生することはなく、所期の目的を達成したと判断できることから、廃止するものです。</p> | | | | |
| 必要とする市民参加手続の数 (規則第2条) | <input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃 | パブコメ+2以上 | | | |
| | <input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等 | パブコメ+1以上 | | | |
| | <input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等 | パブコメのみ | | | |
| 市民参加手続の実施 (条例第2条) | <input type="checkbox"/> 実施する | 手法 | 実施予定時期 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他 | <input checked="" type="checkbox"/> 省略する | 理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質 | 具体的な理由 職員の人事行政について定める条例の廃止であり、実施機関が自らの責任と意思で決定すべきものであるため。 | | |